

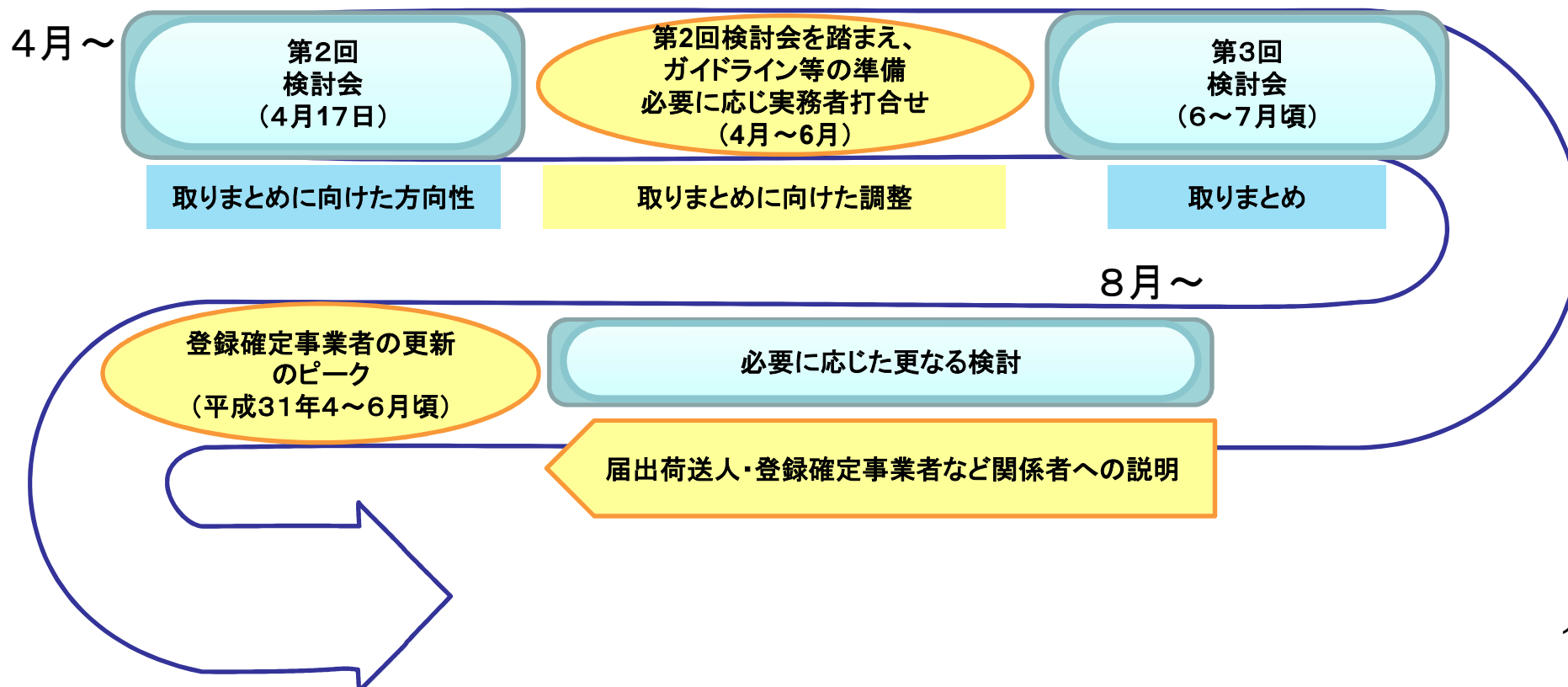
取りまとめに向けた方向性

海事局検査測度課
危険物輸送対策室
平成30年4月

取りまとめに向けた方向性

- コンテナ総重量確定制度実態調査の結果を踏まえた「コンテナ総重量精度の品質確保」及び「国際的に通用する標準的な電子的情報の利活用方策」に関する取りまとめを次回検討会で示すための方向性(論点)を示す。
- 方向性について、第2回検討会以降も必要に応じ打合せを実施し、第3回検討会で取りまとめる。

今後の予定



取りまとめに向けた方向性

～コンテナ総重量精度の品質確保～

- 届出荷送人・登録確定事業者に対するコンテナ総重量確定制度実態調査の結果を踏まえて、コンテナ総重量確定精度の品質を確保するために以下のような観点で制度・手続き等を改善していく。
- 以下の内容を実施するタイミングは、「登録確定事業者の登録更新」又は「届出荷送人の業務継続の報告」の提出時を想定している。

届出荷送人の取扱い

- ✓ 届出荷送人は有効期間が設定されていないものの、少なくとも3年毎に業務継続を報告することになっている。
- ✓ 報告を怠った場合の取扱いについては規定がないが、そのような場合には、電話や電子メール、直接の訪問による実態確認を行い、**連絡が取れない場合は届出荷送人一覧から一時的に削除**する。

(参考)

特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法を定める告示

第六条の6

国土交通大臣は、船舶航行上の危険防止のため必要があると認めるときは、届出荷送人等に対し、質量確定の業務の実施状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

第六条の7

国土交通大臣は、届出荷送人等が質量確定業務を適切かつ確実に実施することができないと認めるときは、期間を定めて質量確定の業務の全部又は一部の停止を指示することができる。

取りまとめに向けた方向性

～コンテナ総重量精度の品質確保～

手順書・規程類(ひな形)の充実

- ✓ 精度の品質確保に資するもののうち、実態調査で未実施と回答されたものが多い内容については、申請に当たっての必要な記載事項とする。また、国交省HPで公表している手順書例にも追記し、内容の充実を図る。
- ✓ なお、**重量確定業務に関する研修・教育の実施頻度及びその内容**の追加を予定している。

チェックシートの作成

- ✓ 重量計測や情報伝達業務を自社で行っていない場合の品質管理について、チェックシート等を作成し提出求めることで、確定者の意識向上をうながす。

登録確定事業者の更新手続き

- ✓ 登録更新の際に登録更新申請書のみを提出した場合は、新しい登録番号とするものの、一定以上の水準等が確保されている場合には、登録番号の継続使用を認めることを予定している。
- ✓ 一定以上の水準等が確保されている場合とは、公表情報や手順書等で**追加的に求める項目の提出**を予定しており、これらについては今次公表情報の追加によりカバーされる。

取りまとめに向けた方向性

～コンテナ総重量精度の品質確保～

計量器の仕様等の確定業務に関する情報の把握

- ✓ 確定業務に関する情報として**方法1/2の区分、計量器の種類等を公表**し、登録確定事業者に対して、制度の適切な運用による精度の品質確保を促す。

確定者の公表情報のあり方

- ✓ 各種取組状況として**誤差範囲やISO 9001の取得状況及び電子的情報の取扱可否を公表**し、実荷主(依頼主)が登録確定事業者を選ぶ際の目安とすることで、登録確定事業者に対して、制度の適切な運用による精度の品質確保を促す。

取りまとめに向けた方向性

～国際的に通用する標準的な電子的情報の利活用方策～

- コンテナ総重量確定制度実態調査の結果を踏まえて、国際的に通用する標準的な電子的情報の利活用を行っていくため、以下のような内容について検討を進め、ガイドラインにおいて、「電子的に伝達する場合の伝達事項」を明文化する。

誰が伝達するか

- ✓ 国際海上輸出コンテナ総重量確定制度において重量確定者には届出・登録を求めている。
- ✓ そのため、**届出荷送人又は登録確定事業者**が伝達する方向で検討する。

誰に伝達するか

- ✓ 平成28年度に実施した諸外国の動向調査では、荷主から船社へ直接伝達することが前提となっており、アンケート結果では、電子的環境への体制の課題として「システム改修を伴う」意見が港湾ターミナルと比べてコンテナ船社の方が少ない。
- ✓ そのため、**船社(サービスプロバイダー)**へ伝達する方向で検討する。

どのタイミングで伝達するか

- ✓ アンケート結果では、事前の情報伝達と実際の重量差の扱いを懸念する意見もあり、事前に伝達されるタイミングとして総重量が確定する「バン詰め」以降が望ましいとの意見が多数を占めた。
- ✓ そのため、「バン詰め」以降の**総重量が確定するタイミング**とする。
- ✓ しかし、コンテナが港湾ターミナルへ搬入される前に伝達されることが前提である。

取りまとめに向けた方向性

～国際的に通用する標準的な電子的情報の利活用方策～

どの項目を伝達するか

- ✓ 条約で求められる「コンテナ総重量」、「責任者の署名」以外に伝達する項目について、船社側のアンケート結果を踏まえて検討する。
- ✓ 「コンテナ総重量」、「責任者の署名」以外に検討している項目は以下のとおり。
 - 荷送人の氏名等の荷送人に関する情報(ブッキング時の情報でも代替可能)
 - 重量確定者のシリアルナンバー及び電話番号
 - コンテナサイズ・種類 ○重量確定方法

どのようにして伝達するか

- ✓ 電子的手法としては電子メール又はwebアクセス等があるが、アンケート結果では、スキャンした書類をpdfで電子メールに添付する場合も多いという意見もあった。
- ✓ 伝達された相手がシステムへ直接入力する必要があるものについては電子的に伝達されているとは言えない。
- ✓ そのため、「電子的に伝達する場合」とは、Excelファイルの添付やwebアクセスに限定する方向で検討する。

荷主側のメリットにはどのようなものがあるか

- ✓ 電子的環境への体制の課題として「荷送人等側の協力が得られない」を挙げる意見が多く、荷主側としては追加作業となる恐れがあることから、明文化するに当たっては荷送人等側へ何かしらのメリットを示す必要がある。
- ✓ 港湾ターミナルで求める項目と重複した場合、その項目については荷主側から港湾ターミナルへの伝達を免除できないか。